

認定事業場に対する監視・監督の強化策

平成31年4月9日

航 空 局

1. 随時検査の強化

認定事業場に対する検査は、これまで事前通告を原則として、定期検査（認定更新検査）及び随時検査を実施していたが、今後、随時検査は原則抜き打ちで実施することとする。

2. 検査方法の見直し

- ① 検査記録を出勤簿と照合するなど、検査記録の裏付けまで確認する等の検査の深度化
- ② 社員に対する個別インタビュー方法の改善及び無記名でのアンケート等の実施
- ③ 経営層に対して、安全意識の徹底、関係法令・規程等の遵守及びコンプライアンスの徹底、現場コミュニケーションを含む内部統制及び安全管理システムの機能状況等についての聴取
- ④ 検査を実施する国の職員に対して、不適切事案の指摘に資する研修の実施

3. 認定事業場における管理体制の強化

- ① 検査員等の印鑑管理の徹底
- ② 業務量に応じて必要な知識・能力を有する者を適切に配置・管理し、定期的に国に報告
- ③ 経営層を含む全社員に対して、安全意識の徹底、関係法令・規程等の遵守及びコンプライアンス教育の徹底、安全管理システム等に関する教育の充実

（注）1及び2については、今後速やかに実施

3については、通達改正等所要の手続きを行った上で実施